

ビルディー (Buildee) 会員利用規約

第1章 総則

第1条 (名称、目的、サービス概要)

株式会社イーリバースドットコム (以下「当社」という) が保有する会員制のインターネット建設現場施工管理サービスをビルディー (以下「Buildee」という) と称します。

- 2 Buildee は、建設現場の施工管理に関わる元請事業者である会員とその協力業者ら間の各種情報の共有、会員らが実施する各種業務の効率化を図ることにより、建設現場における作業効率の向上及び施工管理コストの低減を実現し、高度循環型社会の形成に寄与することをその目的とします。
- 3 Buildee は、高速インターネット網を活用し、データセンター内に設置したサーバー群と会員らが所有するパーソナルコンピュータ、携帯電話等の情報端末から成るネットワークシステムを構成することにより、会員らの建設現場の施工管理に関する作業計画・スケジュールの立案管理、各種図面、報告書等の書類の作成管理その他の関連業務を効率的に実施することを可能とします。

第2条 (Buildeeの主権、運営管理)

Buildee は当社が主催し、その一切の運営管理は当社または当社が指定する者がこれを行います。

- 2 当社は、Buildee に登録される情報を当社契約または保有のデータセンター内サーバー群で管理し、会員の要請に応じてその情報を提供します。

第3条 (Buildeeの利用、一時中止)

Buildee は、24時間365日利用することが可能ですが、定期的もしくは緊急時のシステムメンテナンス等の理由によりサービスの提供を一時的に中止する場合があります。また、以下のいずれかに該当する場合も同様とします。

- ・電気通信事業者が電気通信サービスを中止したとき。
- ・Buildeeの保守管理上やむを得ない事情が生じたとき。
- ・天災地変その他、Buildeeのサービス提供を中止せざるを得ない特段の事情が生じたとき。

第4条（規約、サービス等の変更）

当社は、次条1項で定めたいずれかの連絡方法を用いてあらかじめ会員に通知することにより次の各号で定める事項を任意に決定、実施することができます。ただし、緊急時等、事前の通知が困難な場合には、その実施後速やかに通知するものとします。

- (1) Buildee のサービス内容の変更
- (2) Buildee の利用条件（利用料を含む）の変更
- (3) Buildee の一時中止
- (4) 本規約の変更・改定（個別規約の策定、変更を含む）
- (5) Buildee の廃止
- (6) その他前各号に関連する Buildee の管理運営にかかる必要事項

第5条（会員への連絡）

当社から会員への通知は、以下のいずれかの方法により行います。なお、いずれかの方法により通知した場合、当社が通知を發した時点で会員に到達したものとみなします。また、複数の手段で通知した場合には、最も早く發した通知を基準とします。

- ・当社ホームページでの掲載
- ・電話
- ・電子メール
- ・郵送
- ・ファックス

- 2 当社は、会員に対し、前項の方法をもって、Buildee の利用に関する関連情報のほか、当社の事業内容や当社が提供するその他のサービスの案内等の情報提供を行うことがあります。それに対し、会員は、当社へ個別に申し出ることにより、Buildee の利用に関する関連情報以外の情報提供を拒むことができます。

第6条（規約の範囲及び優先関係）

本規約は、Buildee を利用するすべての会員に適用され、当社と会員との権利義務、会員が Buildee を利用するにあたって遵守すべきルール等について定めるものとします。

- 2 本規約に個別規約が添付されている場合は、当該規約も本規約の一部を構成するものとします。また、当社が提供する他のサービスの規約のなかに本規約を準用する定めがある場合、本規約は当該規約の一部を構成するものとします。なお、本規約の定めと個別規約等における定めが齟齬する場合、後者が優先するものとします。

第2章 入会手続き、会員登録

第7条（入会申込）

Buildee の入会を希望する元請事業者（以下、「入会希望者」という。）は、当社ホームページ上の WEB 申込みシステムから申込みを行うか、または所定の入会申込書に署名・捺印のうえ当社へ提出するものとします。

第8条（入会審査と承諾）

前条の入会申込を受けた場合、当社は、入会希望者について入会審査を実施します。

- 2 入会希望者は、前項の審査において入会を承認されたのち、入会金等の支払を完了した時に Buildee の会員資格を取得します。
- 3 当社は入会希望者が次のいずれか一つに該当した場合には入会を承認いたしません。
 - (1) 入会希望者の経営状態について与信上の不安が存する場合
 - (2) 入会希望者が過去に第18条で定める退会処分を受けたことがある場合
 - (3) 入会希望者が元請事業者ではない場合または法人または事業の実体を有しない場合
 - (4) 入会希望者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という）である場合
 - (5) 入会希望者が、反社会的勢力の支配下にある者によって経営され、もしくはその実質的な支配下にある場合
 - (6) 入会希望者が、反社会的勢力、反社会的勢力の支配下にある者によって経営され、もしくはその実質的な支配下にある会社等との間で、資金提供や便宜供与、利用等の社会的に非難されるべき関係を有している場合
 - (7) その他当社が入会希望者の入会を不相当と認める相当の事情がある場合

第9条（会員種別）

Buildee の会員は前条で定める当社指定の Buildee 入会手続きを経て各種条件を備えていることが確認され、入会審査・承認を得た元請事業者会員のみとします。ただし、当社が別途承認した場合はこの限りではありません。

第10条（登録期間）

会員の登録期間は1か月間とし、登録期間の満了に先立ち、会員が第12条による退会的意思表示を行わない限り、さらに1か月間の登録期間が自動更新されるものと

し、それ以降も同様とします。

- 2 第12条（退会と再入会）により会員が退会した場合、第18条（退会処分）により退会処分が下された場合は前項の限りではありません。

第11条（入会金・利用料等）

会員はBuildeeに入会するに際し所定の入会金等を支払うものとします。

- 2 会員はBuildeeの利用にあたり、所定の利用料等を支払うものとします。
- 3 Buildeeの料金体系は別途「Buildee料金体系」に定めるものとします。「Buildee料金体系」は、経済情勢、Buildeeの管理運用状況、その他諸般の事情により随時改訂することがあります。
- 4 会員は、毎月末を締め日として、当社が指定する翌月以降の振替日に、あらかじめ定めた会員の金融機関口座から口座振替する方法により利用料等の必要な費用をお支払いいただきます。なお、当社が別途認めた場合には、口座振替にかえて、毎月末を締め日として当社が作成、送付した請求書に基づいて翌月末までに振込む方法によりお支払いいただくことができます。
- 5 入会金・利用料等の支払に係る消費税、振込手数料等は会員の負担とします。
- 6 入会金・利用料等は、本規約に別段の定めがある場合を除き、返還いたしません。

第12条（退会と再入会）

会員は登録期間中といえども、所定の退会届に必要事項を記入のうえ、退会を希望する月の前月末日までに当社に当該退会届を提出することにより退会することができるものとします。ただし、退会月の利用料は、その退会する日にかかわらず退会月末を締め日とする1か月分が発生するものとします。

- 2 退会した会員が再度入会を希望する場合は、第7条（入会申込）及び第8条（入会審査と承諾）にもとづき、再度入会手続きを行うものとします。

第3章 権利、義務

第13条（知的財産権）

Buildeeを構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、商標、各種資料等の著作物またはそれらに付随する一切の技術的ノウハウに関する知的財産権は、当社もしくは「ソフトウェアの使用許諾権に関する細則」に定める当社以外のソフトウェアの使用許諾者に帰属します。

- 2 当社または当社が別途指定する者は、会員がBuildeeに登録する各種情報またはファ

イルについて、データ保守の目的に限りそれを複製し、バックアップする権利を有するものとします。

- 3 会員は、当社らが本条に定める知的財産権等を保有することを異議なく承認の上、それらを侵害しないものとします。

第 14 条（機密保持）

当社は、Buildee の提供において知り得た会員の各種情報を、Buildee の運営管理、Buildee の利用にあたって有用であると当社が判断した情報の提供及び当社が提供している Buildee 以外のサービスのご案内以外の目的で使用いたしません。

- 2 当社は、Buildee の提供において知り得た会員の各種情報を第三者に開示いたしません。ただし、次の各号に掲げる場合は除きます。
 - (1) 利用者本人の同意がある場合
 - (2) 裁判所の令状等にもとづく場合
 - (3) 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会があった場合
 - (4) 本規約において認めている場合
 - (5) 前各号のほか、本人の同意を得る間がなく、会員の諸情報を第三者に提供しなければならない緊急を要する事情があると当社が判断した場合
- 3 当社は、前項の規定にかかわらず、会員が Buildee を利用するのに必要な範囲内において、他の会員の名称、所在地、連絡先等の情報を Buildee のシステム上で公開することができます。
- 4 会員は、前項にもとづき開示された他の会員の情報について、Buildee を利用するのに必要な範囲内に限って使用するものとし、それ以外の目的に利用してはなりません。
- 5 当社は、当社の役員、従業員及び Buildee の運営にあたって必要な業務を委託した会社に対し、第 1 項及び第 2 項の義務を遵守させることとします。
- 6 第 1 項、第 2 項及び第 4 項規定の義務は、会員の登録期間中のみならず、会員が退会した後も有効とします。

第 15 条（会員の権利）

会員は、本規約及び当社が Buildee の利用方法等に関して随時実施する指示に従い、必要なソフトウェアをダウンロードして、当社から Buildee のサービス提供を受け、これを利用することができます。

- 2 会員は、会員が元請けした建設現場の施工管理を実施するため、会員の協力業者に対しても Buildee を利用させることができます。

第16条（会員の義務）

会員は、本規約及び当社が Buildee の利用方法等に関して随時実施する指示を遵守するものとします。

- 2 会員は、Buildee を第1条の目的に合致するよう適切に利用するとともに、その利用に際しては、Buildee に対する社会の信頼性やその円滑な運営管理を損なうことがないよう十分に注意するものとします。
- 3 会員は、前条2項で定める協力業者に Buildee を利用させる場合、会員の責任において協力業者に本規約等を周知徹底させるとともに、協力業者が Buildee を適切に利用するよう指導監督するものとし、協力業者が Buildee を適切に利用しなかったために当社や他会員に損害が発生した場合には、協力業者と共にその責任を負担するものとします。
- 4 会員は、第8条3項各号に規定する事項、本条に規定する会員の義務内容、次条に規定する禁止行為その他 Buildee の利用に関して、当社から照会を受け、説明、報告及び資料提出等を求められた場合、速やかにそれに応じるものとします。

第4章 紛争の処理

第17条（禁止行為）

会員は Buildee の利用にあたり次の各号に定める行為を行ってはなりません。

- (1) 事実に反する情報を登録する行為。
- (2) ユーザーID やパスワードを不正に使用し、あるいは使用させる行為。
- (3) 自己または他会員のユーザーID やパスワード、Buildee のシステム上に登録された非公開情報を正当な理由なく第三者に開示する行為。
- (4) Buildee を利用する権利を他に貸与、転貸、譲渡する行為。
- (5) 当社や他会員の信用を毀損しまたはその営業及び運営を妨害する行為。
- (6) 反社会的勢力をその経営に関与させ、もしくはその実質的な支配下に入り、あるいは、反社会的勢力またはその実質的な支配下にある会社等との間で、資金提供、便宜供与、利用等の社会的に非難されるべき関係を有する行為。
- (7) 法令のほか、本規約及びこれに付随する諸規則に違反する行為。
- (8) その他、Buildee に対する社会の信頼性、その円滑な運営管理を損なうと当社が判断する行為。

第18条（退会処分）

当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、必要と判断するときは、予告期

間なく直ちに当該会員を退会処分とすることができます。退会処分となった場合、会員は、その会員資格を喪失し、その時点から Buildee が提供するサービスを一切利用することができなくなるものとします。

- (1) 入会の申込時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - (2) 入会后、当該会員について第 8 条 3 項各号のいずれかに該当する事情が存することが判明したとき。
 - (3) 会員に第 16 条に規定する会員の義務違反、第 17 条に規定する禁止行為違反、その他本規約や当社の指示等に違反する行為があったとき。
 - (4) 会員が利用料その他当社に対して負担する債務の履行を怠り、当社が相当期間を定めてその履行を催告したにもかかわらず、会員が債務を履行しないとき。
 - (5) 会員が当社に対する債務の履行遅滞を繰り返したとき。
 - (6) その他当社が Buildee の利用継続を不適当と認める相当の事情が存するとき。
- 2 当社は、会員を退会処分とすることを決定したときは、第 5 条 1 項によりその旨を会員に通知するとともに Buildee のシステム上で当該会員名を公開することができるものとします。
- 3 会員が退会処分となった場合、これにより発生した損害の賠償については次のとおりとします。
- (1) 当社に損害が生じた場合：会員は当社に対し、損害を賠償しなければなりません。
 - (2) 会員に損害が生じた場合：当社は損害を賠償いたしません。

第 19 条（免責事項）

Buildee の利用にあたり会員または協力業者が自らシステム上に登録する各種情報の真実性、正確性、有用性、妥当性または適法性に関しては、会員らにおいてその一切の責任を負担するものとし、当社は一切その責任を負担しません。

- 2 Buildee の利用にあたり会員相互間もしくは会員と協力業者その他の第三者との間で何らかの紛争を生じた場合、当該紛争は会員らの責任において解決するものとし、当社は一切その責任を負担しません。
- 3 当社は、会員が本規約に基づき Buildee のサービスを利用することができるようシステムの運営管理に努めるものとしますが、次の各号のいずれかに該当する事由により会員が Buildee を利用することができなくなった場合には、当社は一切その責任を負担しません。
 - (1) 第 3 条に基づきサービスの提供を一時中止するとき
 - (2) 天災地変その他の不可抗力により、Buildee を構成する通信回線等が使用不能となったとき
 - (3) 当社に帰責事由が存しない原因により Buildee のシステム上に登録された各種情

報データ等が消失または毀損したとき

(4) 次項に基づき当社が Buildee を廃止し、または事業譲渡等を行うとき

- 4 当社は、その会社経営上必要性があると判断した時は、あらかじめ3か月前までに会員に通知した上で、Buildee を廃止し、または Buildee を含む当社事業の一部または全部の事業譲渡等を行うことができるものとします。
- 5 当社が故意または重過失により本規約に違反し、その結果、会員に損害が発生した場合、当社はその損害を賠償します。ただし、その損害賠償責任は、具体的な本規約の違反行為により直接かつ通常発生する損害の範囲内に限定され、かつ、その賠償額は会員が直近1か月間に当社に支払った利用料を上限とするものとします。

第20条（誠実義務）

Buildee の利用または本規約の解釈適用を巡る当社と会員間の紛争、会員相互間の紛争、会員と協力業者間の紛争については、相互に信義誠実の原則に則り話し合いによる円満な解決に努めるものとします。

第21条（紛争の解決方法）

Buildee の利用または本規約の解釈適用を巡るあらゆる紛争は、東京弁護士会の仲裁手続きにより解決するものとします。ただし、当社は訴訟その他の法的手続による紛争解決を選択することができ、その場合は東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則（本規約の発効）

本規約は下記のとおり、発効し、改訂されました。

発 効：2017年10月1日